

宗史の分野に於いてなお右の如く劃期的な行績となつてあらわれている。まことにそれぞれはそれぞれの方向に於ける新天地を開拓するもので、ひとえに敬仰の至りである。ただ併しその故に又そのことによつて、即ち史料そのものにつきすぎることによつて、時あつて問題を生ぜしめることがあるようである(特に鏡御影の諸論の如き)。併しその天才的な洞察力は、凡人十年の歩みを一挙に進ましめるもので、學術の飛躍的進展は、それによつてよく可能であらう。本書をかえりみて、昭和初頭以来の真宗史の進展が、著者によるものの多いことに今更に感ずる次第である。筆者は早くより本書諸論の恩恵を浴して居り、成書をひたすら待望していたので寸言をささげたく筆をとつたが、蕪辭、いたずらに名著をけがしたかの感がある。ひとえに著者の高容を得たい。(A5判、本文三五五頁、索引一五頁、図版一一葉、定価八五〇円、平楽寺書店刊)

——藤島達朗——

吉村茂樹著

### 国司制度崩壊に関する研究

吉村博士はさきに昭和九年、岩波講座日本

(史潮六ノ二)『平安朝中期以前の地方政治の一面』(歴史教育十一ノ七)その他と共に、律令時代地方政治の研究を大いに推進した作品として学界の注目するところであつた。

吉村博士はさきに昭和九年、岩波講座日本歴史第十四回の中に、『国司制の崩壊』を發表せられたが、同書は、明治三十年に書かれた故喜田貞吉博士の『国司制の変遷』(史学雑誌八ノ二・四)等の先駆的業績を除けば、これまでの国司制度に関する研究中、もつともよくまとまつた研究として高く評価されてきた。博士はその後間もなく、昭和十一年に『郡司制度の研究』(史学雑誌四七ノ十一)『上代に於ける地方制度の一考察——特に国司と郡司との關係について——』(歴史地理六七ノ一)等を發表せられ、国郡司に関する研究を一段とすすめられた。この二作は共に本書第二編附載として収められているが、郡司に関する研究として、それより先に發表された坂本太郎博士の『郡司の非律令的性質』(歴史地理五三ノ一)や、吉村氏の研究と相前後して發表された宮城栄昌氏の郡司關係諸論文『郡の成立並に郡司對農民關係の強化』(史潮六ノ二)『平安朝中期以前の地方政治の一面』(歴史教育十一ノ七)その他と共に、律令時代地方政治の研究を大いに推進した作品として学界の注目するところであつた。

吉村博士は爾來二十年、倦むことなくその研究を深められ、この大著を学界に贈られたのである。今のべたごとく、昭和十年代前半には、律令時代地方政治に関する研究が輩出したのであるが、その後、戦後の学界における今日に至るまでの古代の地方研究は庄園の問題、あるいは戸籍計帳等を資料とする社会階層の問題に集中せられ、政治制度の研究は閑却せられる傾向があつた。本書こそは、そうした間隙を埋め、今後の研究への一大展望台、もしくは前進の基礎となすべきものである。とくに、この七百余頁の大著の中に多数引用せられた史料は、著者数十年の苦心の博搜になるものであつて、後の研究者を裨益せしめること大なるものであらう。著者は、わが国で最も整備された史料の最大の宝庫である史料編纂所に三十余年勤務、研鑽せられて来たのであるから、恐らく、他のいかなる研究者も、その史料の博搜の完璧という点において及び得ないものがあるらう。貧弱な個人蔵

書に頼つて細々と研究を続ける地方在住の私どもの羨望に堪えぬところである。従つて私の本書に対する批評のごときも、史料蒐集の遺漏、不備を指摘することなどは到底企て及ばない。ただ本書の内容の極く大要を紹介し、併せて望蜀の辞を二三つらねたいと思ふ。

## 二

本書の構成は四編に分たれている。第一編緒論においては、研究の範圍・方針・資料が示されている。その方針として著者は、『研究の中心が国司制度の運用並びに変質・衰頹等の問題にかかつてゐる以上、論考の焦点が自ら内容上の結構にあるが故に、形式に関する問題はいきほひその便に従はざるを得なかつたのである。而してまたその運用・変質・衰頹等の如き問題は、これまた実に複雑なる事態にあつて、自らそれらの考察にも種々なる方法が存するのであるが、いまそれらの解明に当り、特に留守所並びに領国知行制の問題に重点を措いたのである。随つて本研究に於て取扱ふべき主なる時代が、自ら平安時代に特にその中期以降鎌倉時代に互つた(中略)

特に留意した所は国司制度の崩壊するに至つた時代の特質並びにその背景となつたと推はれる事情等を探究して、その崩壊過程と結果とを究明した事である。随つてその考究に當つて或は国司制度の成立、或は逸任・年官の制、或は亮官・成功の制、或は留守所の諸問題を中心として、莊園・守護・地頭等に関する問題の当然之に關連した事は言ふまでもない。(下略)(七頁)といつていられる。

た得意の壇場である。史料的に詳密な裏付けをなした精細な記述であつて、令外官研究の基礎を学界に提供するものといえる。欲をいへば、かかる各新令外官の並列をさらにすすめ、それらの出現の事情の歴史的情勢よりする説明が欲しいところであるが、本論とは關係が薄いので省かれたのであろう。

この言葉のごとく本書の重点が第三編国司制度崩壊の過程に置かれてゐることは、同編のみで四百頁に近い分量を占めてゐること、その中でも第四章留守所の發展に百四十余頁、第五章領国知行制の進展が百余頁を占めてゐることによつても窺われるであらう。著者はまず第二編国司制度の変質の第一章律令制度と時勢の推移において、律令制度と律令時代社会の推移の概観、とくに律令法の運用・実施の欠陥に基づくその衰頹を考

第二章国司制度の欠陥は力の入れられた章であり、官制上における不備と實質上における不備とがあげられ、第三章において、それらの不備の点がいかに改変されたかを各方面より検討した。官制上の不備としては、国の等級基準の不明、国司任用資格に關する令の規定の不備、任限の問題に併せ撰津職を特別職とするの謂れなきを指摘する。實質と不備として、国司と郡司との職掌が相交错して分ち難き点、郡司との關係に不正不備なる問題の起り易い点、特に国司の得分に關する不備を指摘する。

え、ついで国司の問題に關連深い地方情勢の推移を土地問題を中心に眺め、ついで第三章において令制の改変を令外官中心に概観する。この箇所はすでに著者が岩波講座日本歴史中に『平安時代の政治』として發表せられ

第三章第一節には、国の廢置統合、国名変更、員外權任国司の問題、任期の変遷等が取扱われる。この章の問題には、著者は挙げて居られないが、平野邦雄氏の『八世紀における国司の人的構成』(日本歴史六〇・六一、昭

和二十八年)のごとき研究(その他にも挙げ  
るべきものあれど略す)を参照、加味される  
ことが必要ではあるまいか。著者は他の学者  
の研究を参照することが少ない点は後にも指摘  
するが、本書を読む場合に物足らぬ点であ  
る。本章における國の統合廢置には、その理  
由を個々の場合について掘下げて研究して頂  
くと、更に興味あるものとなつたであらう。

第二節には解由制、監察制、得分の変化の問  
題、京官との兼官、外官間の兼官を遙任の問  
題に関連せしめて説く。畿内國司の特殊性に  
ついて触れられた点など、もつと掘下げて、  
各地方の國司の特殊性など考えて頂くと興味  
がある。もつともその次の附載二の「志摩  
守の特殊性」のごとく、すぐれた研究がのせ  
られている。附載一、三については前述の如  
く郡司について詳細に論及されたものである  
が、制度史、とくに國司との關係の点は、力  
が入っているが、宮城榮昌氏の研究の如き對  
農民關係、郡司職の機能性の点が不充分で、  
もの足らぬ。總体に著者の研究は制度、組織  
の点に精であつて、實際政策、機能の点にお  
いて比較的稍粗であるといえよう。もつとも  
本書中で、その点を考究したのが次にくる第

三編第一章國司制度運用の実績、とくに第二  
節の國司の政績の項である。しかしここに  
おいても國司の社会經濟政策はあまりのべら  
れない。これは事実において、当代の國司の  
政策そのものが欠如して居り、史料面に表れ  
ることが少いからでもあらうが、今後この方  
面が開拓される要がある。附載の地方庶民の  
困憊についてにおける盜賊や人民の暴動の  
表は便利を与えるものがある。こうした問題  
についても、谷森饒男氏の古典的研究はおく  
としても、すでに慶応大学今宮新教授の海賊  
の研究(東西史稿所収)その他や、尾張國解  
文の研究も川上多助氏の研究(歴史地理四四  
ノ三、日本古代社会史の研究所収)等が直に  
連想されるのであつて、先学の研究との関連、  
批判を盛入れて頂きたいと思つた。

第二章は遙任並びに年官の制について、第  
三章は売官並びに成功の制について詳細に究  
明した。第四章留守所的發展、第五章領國知  
行制の發展の兩章には著者が自負揚言せられ  
ることく、夥しい史料を表示して、國司制末  
期のこれら組織の変遷發展を明細に考究せら  
れた。まさに力作といえよう。今後これらの  
問題は本書を通過せずして論じ得ないであら

う。既往において、この問題を研究したのは  
竹内理三教授であつて、その『在庁官人の武  
士化』(史学雜誌四八ノ六、昭和十一年)は  
在庁官人、留守所に関する最も精細な大作で  
あつたが、本書はさらにこれを超えて、多く  
の史料を蒐集して所論を展開された。また領  
國知行制に関しては同じく竹内教授の『寺院  
知行國の消長』(寺領荘園の研究所収、昭和  
十七年)なる力作が既にあつて、従來の權威  
であつたが、本書は更にこれを超えて詳密で  
ある。また第三章に扱われた売功・成功の問  
題については、竹内氏の『成功・榮爵考』

(寺院經濟史研究所収、昭和十年)や時野谷滋  
氏の『年給制度の基礎的研究』(史学雜誌五  
九ノ三、昭和二十五年)等があるが、國司の  
みに關しては本書の研究は比較的詳しい。し  
かしここで私の不審とするところは、竹内氏  
の在庁官人や寺院知行國の研究のごときはそ  
の發表當時においても名論文とされたもので  
あるが、これらが極めて類似した内容をもつ  
既往の研究であるにも拘らず、本書には何等  
言及されていないことである。著者は竹内氏  
の先輩であり、この研究も竹内氏のそれに或  
は先立つて、すでに完成されていたのかも知

れぬが、早く發表された既往の研究に対しては一応批判なり言及なりがなされて然るべきではなからうか。本書は著者の学位論文であると思われるが、かかる場合には特に既往の研究史が問題の提起に際して叙述されるべきであろう。しかし著者の第四・第五章における史料の古文書学的考察のときは、その蘊蓄の閃きを見せたもので、一例をあげれば大介の性質の考定など、広汎な古文書の知識によつて下された鉄案であろう。

第六章には国司の地方豪族化を扱い、第四編には国司制度崩壊の結果として第一章に国衙領の私領化、第二章に武家政治の確立を扱い、附載として国司制度の遺孽として、伊勢の北畠、飛騨の姉小路、土佐の一条の室町時代三國司に論及せられた。このような国衙領と武家の研究においても、既往の研究、例えば故清水三男氏の『国衙領と武士』（史林二七ノ四）の如き問題作に言及されることがないのは物足らぬ。

### 三

以上本書の各編、章目を極めて粗雑に紹介したにすぎぬが、本書のごとく史料の徹底的

博搜と精密な考証の上に立つ研究は稀にみるところであつて、歴史事実の闡明という点では浅学後輩の筆者などの殆んど加うべき何物もない。むろん多少著者と解釈を異にする点もないではない。一例をあげれば第三章第二節 巡察使を論じて、東山道巡察使淡海三船

が、その心に自らの名達を志して檢括すること苛酷に失したとの統紀の記述により、巡察使にその人を得ざりし例とされた。しかし私見では三船が処罰した下野介は弓削薩摩即ち道鏡の一門に属するものであつた。道鏡が全盛を誇つていた時代に、敢えてその一門の者の不正を咎めて処罰した三船は、その故に道鏡から弾劾されたわけであり、三船こそは却つて謙直剛毅、当時比を見ぬその勇氣の点よりいつて、誠にその人を得たものと考える。

こうした史実の解釈よりも更に、著者に対して学界より或は異論の提出されるかも知れぬものは歴史観の点であらう。本書はランケ

史学的、歴史主義的立場においては完璧ともいい得る優れた研究である。しかし歴史研究には歴史事実の精細な考証、闡明と再構成を飽迄も精細に追究する史学的方法の他に、歴史事実の意味の連関を明らかにし、史実を意

味的に構成し、法則化する社会科学的方法の二面がある。むろん法則化といつても、西欧の歴史發展の法則その他を演繹的にあてはめる如きをいうのではなく、史実の帰納的実証の方法によるべきことはいうまでもない。

律令制の崩壊をテーマとして取上げた本書の史観を一面的に概括することは著者の真意を誤解するあやまちを犯す怖れがあるが、本書を讀んで感ずることは、そこに色濃くみられる崩壊・没落の史観である。大化改新ないし奈良朝の最初に打建てられた律令制度が、壮大に繁え立つて居り、その中にひそむ過誤と運用の拙劣から、次第に時代が下るに従い崩壊、混乱して、変質し潰え去つて行くとの叙述から受ける如き感である。

頭初より律令制に含まれた欠陥があると著者はいう。それも果して立法の技術の不手際か、法に関する知識並びに法をあてはめるべき社会の実状に対する知識の欠如に基づくものと、法の実施、運営に関する道德的欠陥と技術的欠陥を律令の本質が理想主義的に走り、人間の私欲を度外視したという本質的欠陥とが同一視されている。律令制とは別箇にアブリオリに存在する貴族制度の存在自体が惹起

する悪と、貴族自身の理想とする律令法とが矛盾する欠陥とを混同すべきではなく、むしろ運用の技術的・道德的欠陥とを混同すべきではない。そうした欠陥をとにかく頭初から含みつつも、立派な制度である律令制の崩壊が時代の推移とともに次第に実現されて来ると考える。事実平安朝には国家財政は紊亂し、欠乏し、治安秩序は亂れ、貴族は末世を欺する。曾て中世は暗黒時代であると考え、論者も少くなかった。著者はそうした主観的感情を表白するわけではなく、あくまでも客観的に冷静に史実の変遷を叙述するのみである。しかし要約すれば一種の崩壊・没落史観が論文の根柢にあるように思える。

中世の公家の日録に末世といい、上世よりも没落を考える説に同するのではなく、あくまでも客観的な律令時代の同時代的記録によつたとしても、崩壊と紊亂が史料の紙面を掩うている。およそこれら史料のすべてが日本全国中の一握りの支配階級によつて記されたものである。大多数一般民衆の立場は表明されてはいない。支配階級である貴族にとつて、律令という六世紀、七世紀初に定められた制度の崩壊と感ぜられるものは、それを崩壊せ

しめる新勢力の擡頭に基くものであり、その新勢力とは主として地方豪族であり、これを支える、或はこれに隸屬支配され、或は律令体制の外へ投げ出される民衆がある。それは貴族の感覚を表す公文書には無秩序の如く記されていても、事實は、律令制とは異つた新たな社会の体系、人間関係が形成され興起しつつあるのである。それは律令制からいつて無秩序にみえるだけで、新たな価値体系の成長とエネルギーとを示す。さなごから成虫の出るが如く律令制から新たな体系が脱皮成長するわけである。こうした新旧二つの体系の間の転換が、地方においてなされる時、その矛盾の接点に立つものが国司であろう。

国司が律令国家権力の出先において、律令制に依拠しつつ、新たな体系において有利な地位を占め得る存在に転換しつつある。郡司もまた同様である。ここに国司は矛盾の体現者として、あらゆる方面の問題に關連を持つている興味ある問題の中心がある。新時代の担手である武家棟梁とそれに従う守護級有力武士へと転化するには、しかし国司や郡司の本質の中に限界を持つ性質がある。その中でいかなる性格のものが、その限界を破つて次代

の優勝者となるか。新旧二体系は楯の両面であり、とくに国司はその楯の代表的のものであるが、国司の機能的研究は、こうした貴族の感覚で支配された史料の裏を読みとる新たな価値観に基いて為されるとき、新たな問題を生み出すのではなからうか。歴史主義的研究として完璧に近い本書をもつて、もはや国司制の問題研究が終止符を打つたとは思われぬ。ここに著者のごとき学界の大先輩の貴重な力作に対し妄評を敢てし、蕪言をつらねたのは、学界が著者の大作をこえて新たな視角の研究を開拓されんことを祈るからに他ならぬ。著者が若輩の失礼に対し何卒寛容を垂れたまわんことを。(一九五七年東大出版会刊、一七〇〇円)

——横田健一——

塩沢君夫  
川浦康次 共著

### 寄生地主制論

寄生地主制の形成と幕末・維新期の經濟的發展の問題は日本史の研究の中心課題の一つ